

**東田大通り公園北側エントランス広場整備事業における
公募設置等指針に基づく選定結果について**

1 公募の概要

対象公園：東田大通り公園（Cゾーン）

北側エントランス広場の整備方針：

- （１）コンセプト 東田のまちとひとが繋がる、家族で楽しめる憩いの空間
- （２）求める機能
 - ①東田地区のゲートとして印象づけるランドマーク要素
 - ②公園利用者がゆっくりと時間を過ごす便益施設
- （３）事業期間 ２０年間

2 事業者の公募

（１）公募手続き

公募設置等指針（案）に対する 意見聴取	令和７年１０月２３日（木） ～１１月２８日（金）
公募設置等指針の配布（公表）	令和８年２月２７日
参加登録	令和８年４月１７日（金） ～６月１５日（月）
公募設置等計画の提出・受付	令和８年６月１６日（火） ～６月３０日（火）
公募設置等予定者選定委員会	令和８年７月２８日（火）

（２）応募者

令和８年６月３０日までに１社より応募があった。

3 審査及び選定の結果

（１）第一次審査

①審査方法

提出されたすべての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査を行った。

ア）参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているか

イ）法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないか

ウ）本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであるか

②審査結果

公園設置等計画において、特定公園施設について二つの提案があったため、第二次審査までにどちらの提案で応募するのか確認を行い、前述の審査基準を満たしていることが確認された。

(2) 第二次審査

①審査方法

公募設置等指針及び都市公園法第5条の4第2項に基づき「東田大通り北側エントランス整備事業 公募設置等予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、公募設置等指針で示す評価の基準に沿って、公園設置等計画及びプレゼンテーションの内容を評価し審査を行った。

※評価の満点（300点）を検討会の構成員の人数で乗じた点数の6割を最低基準とする。

※選定委員会の構成員全員の合計点が最低基準点に満たない場合及び評価項目1～6の採点において、各項目での構成員全員の合計得点が各項目の満点の6割に満たない場合は失格とする。

②審査結果

総合得点が最低基準を下回るとともに、評価項目においても6割に満たない項目があったため、設置等予定者について該当者なしとする。

評価項目	満点	応募書
1. 事業の実施方針	300	128
2. 事業実施体制	120	62
3. 施設の設置計画	360	192
4. 施設の運営計画	300	130
5. 施設の管理計画	300	148
6. 事業計画	240	130
7. 価額提案	180	180
合計	1800	970

(委員一覧)

役職	氏名	所属
座長	吉武 哲信	九州工業大学大学院 工学研究院 建設社会工学研究系 教授
委員	須藤 朋美	九州工業大学大大学院 工学研究院 建設社会工学研究系 環境デザイン研究室 助教
委員	野田 りさ	福岡大学 工学部 建築学科 助教
委員	島田 守	島田守公認会計士事務所
委員	植田 詩生	株式会社 福岡リビング リビング北九州編集長
委員	林田 祐子	八幡東区自治総連合会 会長

4 講評

民間の優良な投資を積極的に誘導し、長期的・安定的運営を目的とした Park-PFI の制度に鑑みると、「5 年間の社会実験」という設定は不十分である。

設置施設の内容、事業期間、ならびに公的還元のあり方を含めた全体像が、制度の趣旨に合致していないと結論付けられた。一方で、提案者の地域貢献への強い熱意と真摯な姿勢は評価された

提案者の意欲を活かすため、Park-PFI という枠組みに限定せず、より柔軟な実施手法を検討するよう市に求める。